

○国家公安委員会告示第二十三号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和八年国家公安委員会規則第八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則の施行の日（令和八年六月一日）から適用する。

令和八年五月十二日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード